藤沢市立高砂小学校 一人ひとりが生き生きと過ごせる学校のための基本方針 (藤沢市立高砂小学校 いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

従って、本校ではすべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関連機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子ども達一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応に当たっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から子ども達が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人達と接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人達から存在を認められることも重要です。そのため、本校は PTA や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子ども達を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(関係機関との連携)

いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関、その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して対処する必要があります。学校においては平素から、情報交換の機会を持ち情報の共有を行うとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して、取り組みます。

(児童会活動)

いじめは児童の中で起こっています。本校職員は子ども達が自ら行ういじめ防止運動を 支援し、子どもと共にいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

- (1) いじめの未然防止のための取り組み
 - ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニティーケーション能力の素地を 養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するために児童に対して「児童対象学校生活アンケート調査」を 実施します。
- ・児童及び保護者がいじめにかかる相談を行うことができるように次の通り、相談体制 の整備を行います。
 - ①学校スクールカウンセラー、教育指導課の学校問題解決支援員、 教育指導課のいじめ防止対策担当スクールカウンセラーとの相談
 - ②学級担任やその他の職員との相談
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにやめさせます。
- ・いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及び支援、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められる時は、保護者 との連携を図りながらいじめられた児童に対し、安心して学習できるように配慮した り、そのための措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、勇気を持って誰かに知らせ るように指導します。
- ・囃し立てたり同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案にかかる情報を関係保護者と共有するため、必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び<mark>児童相談所、子どものいじめ防止等に関係する機関や団体、医療機関等と連携して対処します。</mark>

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめ防止のために道徳をはじめ、教科や特別活動の中で、子どもたちの心の豊かさを培い、「自分を大切にするとともに、他の人を大切にする」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

(5)情報モラル教育の推進

- ・携帯電話・スマートフォンを含めたインターネット上でのいじめ防止に向け、情報モラル教育を実施します。
- ・保護者や教員に対する啓発活動や研修を実施します。

(6) 児童支援委員会

- ・いじめ防止等の取り組みの内容や基本方針についての検討を行います。
- ・いじめにつながる恐れのある事案等があった場合、情報の共有を行い、対応を検討します。

3 「高砂小学校いじめ問題対策委員会」の設置

藤沢市子どもをいじめから守る条例第2条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見 及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「高砂小学校いじめ問題対策委員 会」を設置します。

(1) 構成

- ①校長 ②教頭 ③養護教諭 ④スクールカウンセラー
- ⑤教育相談コーディネーター <mark>⑥児童指導担当教諭</mark> ⑦ 各学年代表(各1名) *検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。
- (2)活動内容
 - ・いじめ防止等の取り組み内容の検討
 - ・いじめに関する相談・通報への対応
 - ・いじめの判断と情報収集
 - ・いじめ事案の対応検討・決定
 - ・いじめ事案の報告

(3)会議の開催

- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合
- ・児童支援委員会において必要と認めた時

4 重大事態への対応

いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を 欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報 告し、教育委員会と協議の上「いじめ問題調査委員会」を設置し迅速に調査に着手します。

(1)「いじめ問題調査委員会」の構成

- ①校長 ②教頭 ③児童支援委員会、その他必要と認める者
- *事案内容により構成員については教育委員会と検討します。
- *構成員については専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該 調査の公平性、中立性を確保するよう努めます。

(2)活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法での提供・説明
- 教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童の保護者が希望する場合は所見をまと めた文書を添えて調査結果の報告を保護者へ提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校 評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること